

**徴収猶予申請書 記載例**(この申請書は、地方税法第15条の規定による徴収の猶予を受けようとする場合に提出してください。)

第43号様式(第28条関係)

**記載例**

(表)

徴収猶予申請書										
令和2年7月1日		申請者 県民センター所長様		住(居)所又は所在地 〇〇市〇〇町×××番地						
				氏名又は名称 県税 太郎 (電話 〇〇〇〇-△△-××××)						
		地方税法第15条 第1項第2号の規定により、徴収の猶予の申請をします。								
納付(納入)すべき徴収金	年度	期(月)別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	計	
	R2	R2	不動産取得税	R2.5.8	550,000 円	法律による金額 円	-	-	550,000 円	
						要する			+	
										延滞金
	計					550,000	要する	-	-	550,000 +延滞金
納付(納入)すべき徴収金のうち、徴収の猶予を受けようとする金額					370,000	要する	-	-	370,000 +延滞金	
猶予に該当する事実の詳細			令和2年2月に交通事故に遭い、同月から令和2年5月末まで〇〇病院に入院し、その後も通院している。							
徴収金を一時に納付(納入)することができない事情の詳細			〇〇病院に治療費及び入院費として70万円を支払い、××生命保険から保険金30万円を受領しているため、差引金額である40万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。							
徴収の猶予を受けようとする期間			令和2年7月1日から令和2年11月30日まで							
分割納付(納入)の計画	期限(年月日)	納付(納入)金額	期限(年月日)	納付(納入)金額	期限(年月日)	納付(納入)金額				
	R2.7.31	80,000 円	R2.11.30	50,000+延滞金 円						
	R2.8.31	80,000 円								
	R2.9.30	80,000 円								
	R2.10.31	80,000 円								
担保		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情			-		

備考 記載に当たっては、裏面を参照してください。

**この申請書には、次の書類を添付してください。**

- ① 猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合
    - ・財産収支状況書
  - ② 猶予を受けようとする金額が100万円超の場合
    - ・財産目録
    - ・収支の明細書
- また、②のうち猶予を受けようとする期間が3月を超える場合は、担保提供書(第11号様式)もあわせて提出してください。

**徴収猶予の適用条文について**

- 徴収猶予の根拠となる条文は以下のとおりです。該当するものを確認して、適用条文(下線部)を記載してください。いずれにも該当しない場合は、**換価の猶予**をご検討ください。
- 地方税法第15条第1項第1号: 納税者等がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
  - 地方税法第15条第1項第2号: 納税者等又はこれらの者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷したとき。
  - 地方税法第15条第1項第3号: 納税者等がその事業を廃止し、又は休止したとき。
  - 地方税法第15条第1項第4号: 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたとき。
  - 地方税法第15条第1項第5号: 前各号のいずれかに該当する事実に関する事実があったとき。
  - 地方税法第15条第2項: 本来の起源から1年以上経過した後、納付すべき県税が確定した場合。

**「納付(納入)すべき徴収金」欄について**

申請をするときに、未納となっている県税をすべて記載してください。「延滞金」欄については、本税の金額を納付していないときは、「要する」と記載してください。

**「納付(納入)すべき徴収金のうち、徴収の猶予を受けようとする金額」欄について**

「納付(納入)すべき徴収金」で計算した合計額から、「財産収支状況書」の「1 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」、または「財産目録」の「6 現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額」を引いた額を記載してください。

**「猶予に該当する事実の詳細」欄について**

どのような災害、病氣、負傷などであるか、その事実を記載してください。

**「徴収金を一時に納付(納入)することができない事情の詳細」欄について**

上記事実があったことにより、どのような支出や損失があり、一時的に納付することができないのか、事情を具体的に記載してください。

**「徴収の猶予を受けようとする期間」欄について**

- ・期間の開始日は、通常は申請日ですが、以下の場合はそれぞれの日になります。
  - ① 申請書を提出する日が猶予を受けようとする県税の納期限以前である場合には、納期限の翌日。
  - ② 災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合には、申請書を提出した日に関わらず、猶予該当事実が生じた日。
- ・期間の終了日は、「分割納付(納入)の計画」欄の最後の納付日を記載します。

**「分割納付(納入)の計画」欄について**

この欄には、「財産収支状況書」の「3 分割納付計画」欄、または「収支の明細書」の「6 分割納付年月日及び分割納付金額」欄から転記してください。

**「担保」欄について**

猶予を受ける金額が100万円を超える場合かつ猶予を受ける期間が3か月を超える場合には原則として担保の提供が必要となります。担保の有無にチェックをし、「担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情」欄を必要に応じて記載してください。